

情報公開第00826号
平成 28年 4月19日

半谷史郎 様

外務省大臣官房総務課
外交記録・情報公開室

行政文書の開示の実施について（通知）

平成 28年 4月16日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

1957年モスクワ平和友好祭とモスクワ世界青年友好スポーツ大会の情報収集ならびに対応方針の審議検討にかかる文書一式

2 開示請求番号 2015-00669

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課 外交記録・情報公開室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以 上

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【1 / 7頁】 (別紙)

1	行政文書の名称等： モスクワで開催の第六回世界学徒青年大会に関する件（豪第322号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 10枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
□全部 □一部 (希望する部分：)
 2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：100円
□全部 □一部 (希望する部分：)
 3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：100円+媒体の料金
□全部 □一部 (希望する部分：)
- 複写する媒体： □FD □CD-R □DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

歐亞局長

第三課長

豪 第三ニニ号

昭和三十二年四月十七日

在オーストラリア日本國大使館

臨時代理大使 宇山 厚

外務大臣岸 信介殿

第二課長

3'61050
と一ト

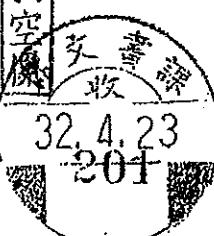
モスクワで開催の第六回世界青年大会に関する件

四月十日ケーシー外相の発表によれば、本年七月五日八月二日モスクワ
で開催予定の第六回世界青年大会は全く世界共産主義
宣伝の道具に用ひらるゝのである。この點を解説した上更ながら
るハシナクトが外務省で準備された。

在外公館

欧三 576

記帳了



E-2(8)

右何等御参考までに右表文は以下に記述の上
申上る。

23/11/2011



DEPARTMENT OF EXTERNAL AFFAIRS

CANBERRA

PR 48

14th April, 1957

FOR THE PRESSRELEASED IN CANBERRA ONLYCOMMUNIST YOUTH FESTIVAL IN MOSCOW

The Minister for External Affairs, Mr. R.G. Casey, said today that he had been asked about the 6th World Festival of Youth and Students, to be held in Moscow in July and August.

Mr. Casey said that two Communist-front organizations, the World Federation of Democratic Youth and the International Union of Students, were in course of trying to attract people to attend a World Youth Festival in Moscow, for which large-scale preparations were being made.

Mr. Casey said that this World Youth Festival was clearly a massive propaganda undertaking.

Apart from other evidence the Youth Department of the British Council of Churches had stated that the underlying motive of the Festival was the establishment of World Communism by all possible means.

Invitations to the World Festival were being directed towards the leaders of young people's organizations, University movements and other bodies that no doubt were thought to be amenable to influence. In a number of cases offers were being made to pay the fares of delegates to the Festival and substantial hospitality promised.

Mr. Casey said he believed that Australian students and youth movements were unlikely to be impressed by these Communist invitations.

He said that the Department of External Affairs was issuing today an information paper, based on authoritative material in the Department's possession, which set out in some detail the background of the proposed Festival. He commended it to the attention of all who were interested in this Communist manifestation.

INFORMATION PAPER

Issued by the Department of External Affairs, Canberra

THE SIXTH WORLD YOUTH FESTIVAL,

MOSCOW

1957.

Every device of Communist propaganda will be used in the next few months to ensure the success of the "Sixth World Festival of Youth and Students for Peace and Friendship" and the "International Friendship Youth Games" to be held in Moscow from July 28, to August 11, 1957. The two sponsoring organizations - the World Federation of Democratic Youth and the International Union of Students have, as one of their important targets in publicising the Festival, the great majority of non-Communists in free countries.

In part, the Festival is intended to offset the loss to Soviet prestige of events in Hungary and to promote greater receptiveness to propaganda about the material achievements of the Soviet World.

From the vivid and pleasant impressions delegates to the Festival are intended to receive, the Communists expect people in the Free World to draw the conclusion that living under a Communist regime is highly desirable.

How successful the Communists will be in attracting delegates remains to be seen. Apart from one or two Asian countries, delegations are not expected to be large. Four major Indian student organizations have called for a boycott of the Festival in protest against Soviet policy towards Hungary.

The Aim - World Communism

Elsewhere in the non-Communist world, many leading youth and student organisations have commented unfavourably on the festival. The youth department of the British Council of Churches has declared:

"It would be unwise and would serve no constructive purpose for any Christian youth organisation to send representatives to the festival, the underlying motive of which is the establishment by all possible means of world Communism. There is no doubt that those who go to Moscow, especially those politically naive or uncommitted, will be given an impression of the Soviet Union by their Communist hosts which will make them particularly susceptible to Communist propaganda."

No effort will be spared in attracting the "politically naive and uncommitted" to the Moscow gathering, and also in securing the attendance of prominent non-Communists from as many parts of the free world as possible. The sponsors, who are hoping to draw 30,000 young people from 140 countries, state that all youth will be welcome, regardless of outlook or political ties, and that there will be excellent opportunities for promoting friendship and understanding.

In spite of these assurances, it is unlikely that the pattern of the festival will differ much from that of the previous festivals, which were held in Prague (1947), Budapest (1949), East Berlin (1951), Bucharest (1953) and Warsaw (1955). National delegations, apparently chosen by democratic means, but in fact exhibiting a judicious blend of Communists, their active sympathisers and those they wish to influence, will endorse unanimously the policies now being followed by the Soviet Union. The tune may be played with variations, but there will be no basic changes.

The choice of Moscow as the site of the festival is in itself significant. The fortieth anniversary of the October Revolution, in which the Communists seized power in Russia, occurs this year, and the festival will be an important propaganda tool in the build-up to the anniversary celebrations.

Soviet Festival Plans

Most of the delegates from abroad to the festival will represent the Communist countries, but several thousands will be transported by special aircraft, ships and trains from the non-Communist world. Some will pay part of the cost of their trip and the expenses of their stay in the Soviet Union. Many of the delegates from the "colonial" territories will go entirely free, with their expenses paid from various "solidarity" funds raised in the Soviet Union and satellite countries.

There will be many discussion groups arranged according to vocations and special interests, and diversions will include international concerts and cultural competitions, exhibitions, plays, dances, games and tours.

The total cost to the Communist countries in transport, entertainment, and mass feeding will be heavy, but in terms of propaganda it will be well worth-while.

Trouble in the Communist orbit

An immediate question which comes to mind is whether the present ferment among the youth of Eastern Europe will be evident at the festival. It may, but the effect of possible criticism will be minimised by several factors. It will not be difficult for the selection of delegations to be arranged in such a way that dissidents, if they have any places at all, will be a tiny minority. The organising bodies will have had plenty of time to consider ways of stifling criticisms, and there will in any case be a preponderance of delegates from the Soviet Union, Communist China and satellites.

The shattering events in the Communist world - beginning with the denunciation of Stalin and culminating in the Hungarian rebellion - have brought a sharp reduction in Communist Party membership in almost every free country. In the Communist bloc, disillusionment has been particularly strong among young people. So many of the "truths" propounded by their elders have been revealed as lies, and so many former "lies" are now held up as "truths", that they no longer know what to believe. The effect on the majority of youth has been to confirm outright hostility to the Communist regimes, and the dedicated minority, even though they remain true believers in Communism, are profoundly dissatisfied with the way in which their organisations are conducted.

This dissatisfaction is shown clearly in some recent statements. A good example comes from Poland. The Chairman of the Executive Board of the ZMP (Communist-dominated youth organisation) in Lodz stated:

"Within the ZMP....there has been active an apparatus preventing practical application of the conclusions drawn from discussions. Everything new and fresh has consistently been broken, stifled and eliminated

/by that...

by that machine. The present state of affairs is much the same....If we don't change ourselves, we will be changed by others; in the meantime, we shall play a nasty, presumably, "poor" role within our organisation."

Fears of the Leadership

Under the cloak of Communist "double-talk", it is possible to detect the general Communist apprehension about the attitude of youth in this statement by the Chairman of the Board of ZMP:

"'Youth is ours'....is the commonplace we have used to....put up a smoke-screen to conceal many disquieting phenomena among youth....The fact that large groups of young people remain under the influence of alien hostile ideology must cause us great anxiety. The appearance of hooliganism, alcoholism, crime, a cynical attitude towards life, disdain for the basic norms of social life, immorality, and the pursuit of pleasure at any cost have reached considerable proportions....A great many of our young people remain under the influence of various reactionary points of view, and yield to the pressure of the most backward clerical circles and religious fanatics....Symptoms of indifference and passivity, which are rather widespread among young people (who) desire to live in the quietest way possible, without shocks or engagement in the tempestuous processes taking place all about us, must also cause us anxiety....We have to fight the tendency among some groups of young intellectuals to stand aloof....from the rest of youth, as well as the hostility towards the intelligentsia which may be seen among certain young workers....The poison of nationalism is still felt. Anti-Soviet feelings have started to come to the surface among youth....These feelings invade the minds of the less resistant young people in the form of....anti-Semitism. Our ZMP organisation must undertake an energetic, unrelenting struggle against these backward, harmful theories...."

Both the wording and tone of this statement show its true purpose. It reveals that the young men and women of Poland are daring to think for themselves, and at the same time tries to discredit independence of thought by identifying and associating it with juvenile delinquency and anti-Semitism.

Hungary's Example

In Hungary the feature of the October revolt which astonished both Western and Communist observers was the leading part played by young people whose whole conscious life had been spent under Communist rule. Turning the tables on their oppressors, they used the para-military training they received in Communist organisations to fight Soviet troops. This Hungarian rebellion of youth was considered serious enough to warrant the establishment of a new Hungarian Communist Youth Federation - KISZ - in March this year. KISZ, according to the Communist Party resolution announcing its formation will "serve the building of a socialist society, fight for the aims of the party among youth, and educate youth in the Communist spirit."

Hostility to the present regime in East Germany has been particularly strong among students at Humboldt University in Berlin, where Professor Wolfgang Harich was recently sentenced to ten years' imprisonment for treason. The charge was apparently based on nothing more than Professor Harich's encouragement of liberal thinking among his students and others within the framework of "socialism". Unrest among students and other young people has also been reported from Czechoslovakia, Rumania, Bulgaria. Even in Communist China, North Vietnam and the Soviet Union itself there is some discontent amongst young people.

In spite of all the evidence to the contrary - the present disunity within the Communist bloc, and the loss of support for Communist parties in the free world - the festival will be used to impress credulous visitors with the strength and solidarity of the countries where Communism holds sway.

If any note of criticism enters into the festival discussions, it will not be permitted to destroy the general impression of harmony on all issues. Well-tried techniques, familiar to anyone who has studied Communist conference organisation, will be used to produce decisions which are both unanimous and favourable to the Communist viewpoint.

WFDY and IUS

The larger, and in Communist eyes, the more important of the two sponsoring organisations is the World Federation of Democratic Youth. Founded in 1945, it was at first supported by non-Communist as well as Communist groups. It claimed to be non-political, but soon showed its bias in favour of Soviet policies. By 1949, most of the non-Communist members bodies of the WFDY had resigned to form their own group, the World Assembly of Youth. WFDY has been closely associated with the Communist so-called "peace-campaign". Its secretariat was expelled from Paris in 1951 for subversive activities, and now has its headquarters behind the Iron Curtain.

The International Union of Students claims to represent "the democratic students of the whole world." In fact, it is dominated by the Communist countries and Communist youth organisations of the Soviet bloc. Student unions of many countries have disaffiliated from the IUS since 1947 in protest against its pro-Soviet policies. IUS works closely with WFDY, and, as in the case of the latter organisation, the real power is wielded by the Communist-dominated Council and its smaller executive committee. The secretariat of IUS is in Prague.

Little exception can be taken to the professed aims of these organisations. They claim that the promotion of international understanding and co-operation, and the freedom and rights of young people to good conditions of employment and reasonable standards of living are their main objectives. But in practice these high purposes have been translated into attacks on Western policies and efforts to impose the Soviet viewpoint, coupled with the striking absence of criticism of attacks on the rights of students and youth in Communist countries.

As far as the IUS is concerned, the attitude of the great majority of student organisations in the free world is summed up by

the report of the observers sent by the National Union of Students in Britain to the IUS Student Congress in Prague last year. The observers stated that the IUS was simply "the student arm of the Communist movement" which has "faithfully followed the foreign policy of the Kremlin in all its variations."

Loss of Support

Tight Communist control of both organisations has severely reduced their membership and influence in the free world. They have been trying for some time to attract support outside the Communist countries, both by relaxing their rules and by overtures to their free counterparts, the World Assembly of Youth and the International Student Conference.

The decline in influence and membership of the Communist-front organisations is illustrated by the falling-off in attendances at IUS student congresses. In 1950, over 1,000 delegates and observers attended the IUS Congress, but at the latest gathering in Prague last year the number had fallen to barely 600.

The attitude of Yugoslav youth and student organisations is also a significant commentary on the decline of WFDY and IUS. The Yugoslav bodies were hounded from the two international organisations after the break between Stalin and Tito, and this expulsion brought on the final disillusionment of many non-Communist affiliates. When friendly relations between Moscow and Belgrade were restored, the Yugoslav organisations showed no inclination to return to the fold, and the chances that they will rejoin are even more remote now.

The World Assembly of Youth and the International Student Conference, on the other hand, have steadily increased their strength, and now embrace the majority of national youth and student organisations outside the Communist orbit. They have not responded favourably to Communist advances.

WFDY and IUS nevertheless remain hopeful of attracting non-Communists to their ranks, and they are active in the "uncommitted" areas of Latin America, Asia, and Africa to a degree not possible a year or two ago. Evidence of some success comes from Egypt, where the Youth Festival is receiving enthusiastic support. The President of the Egyptian youth welfare organisation - the Supreme Council for youth welfare and Sport - took part in the planning of the festival in Moscow last year, and it is believed that as many as 600 young Egyptians may go to Moscow in July.

Failure and Perseverance

The failure of the leadership in Communist countries to indoctrinate their own young people is of great significance. Recent events in Eastern Europe have shown, more dramatically than before, that to many of the young men and women who are needed to provide the leadership of the future, Communism is a dreary and oppressive creed which destroys freedom of thought and action, and makes a mockery of human dignity.

The massiveness of their failure is undoubtedly worrying the political controllers of the Communist bloc, but it has not,

/however,...

however, weakened their perseverance. To win the sympathy of youth in the free world, and to ensure the blind obedience of young people in the sphere of Communist rule must be one of their first aims if the Communist world revolution is to succeed.

In this campaign one of the major weapons in their armoury is the youth festival, and no expense or trouble is spared in organising gatherings of this kind. Each of the festivals so far organised has been a rallying-point in the Communist fight for the allegiance of youth; an occasion for mass indoctrination. The Moscow festival, the Communists hope, will be bigger and better than any of its predecessors.

2	行政文書の名称等： 第六回世界青年祭参加に関する件（第869号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画
数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

- 1.閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
- 2.写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
- 3.スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

歐亞局長

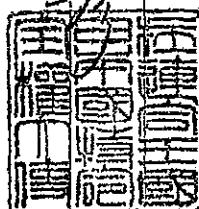
第三課長

第八六九号

昭和三十三年六月四日

在連合王國

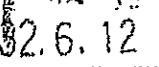
特命全權大使 西春彦



付属物添付



2.6.12
第三課



2.6.12
收文

62

政三 255

記帳丁

第六回国事青年祭參加に關する件
五月ナ、日府政三令方式とニテ貴農並びに合方式ニテ
貴軍にておゆ越シの本件に關しては既に重報をもて
報告申進したが、本件青年祭に關し、英外務省の
作成せる資料を亦添送付する。

在
外
公
館

お御好おきこととは存するも右資料類の取扱にて
つては御留意相成りたい。

3	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件（第54号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

電信写

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

昭和三二 八九〇一 暗 ローマ 六月六日一二五〇発 欧三

本省 六日二二二〇着

岸 大臣

太田大臣

夏

(第六回世界青年学生祭参加状況調査依頼の件)

貴電合第二七七号に關し?

四日イタリア外務省政務局東歐課員の内話によれば、伊政府は目下本件を審議中であるが渡航申請を不許可とすることは法律上不可能で許可手続きを遅らせるにより実質上渡航阻止の効果を生ぜしめることができるのみであり、結局申請者（人數はいまだ判明せざるも相当数に上りおり、あるいは二〇〇〇名位いと決るかも知れぬ由）の大部分に対し渡航を認めざるを得ざるべしどの趣旨。

配布先 次官、官房長、局部長、次參、総、歐、三情各課、渡、審、大阪

外務省

(了)

記帳了

4	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団（500名）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

第三回

第三回

第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団(五〇〇名)

○職業別分類(第一次申請四七六名)

第三課長

注 数名の入れかえを申請越すはず

国鉄、専売公社

二五(うち専売一)

通 信
教 育

二七(うち公務員と思われるもの一九)

地方議員
他の公務員

二九
三五(中央一七)
七六(うち高校一)

学 報
医師、弁護士等

八(うち医師六)

著述、翻訳業

九
九三(名簿に合唱団員とある者のうち職業の
判明しているものは除く)

映画、演劇、美術
農業、商業、会社社員、體役職員
その他

二五
二六(自営、雇人の別は判然としない)
三四〇
一八(職業なしとした者、不明の者を含む)

○申請名簿に記載されてゐる区別による分類、第一次申請四七六名

都道府県代表
日青協代表
被爆者代表
農村代表
諸団体代表
労働代表
学生代表
音楽代表
洋舞代表
代表

一八三六三〇三三二二一四二二七一七二二一三七一三

演人映服寫美合會形劇
代表團事務局唱真飾畫劇
通醫班詭

二 三 四 五 六 八 五 八
八 二 九 四 五 二 六 八

七月十七日 ○ 日 程

新潟発 → リ連船アレクサンドル・モジャイスキー

号乗船

十八日

ナホトカ着

三十六日

モスコ一着

八月二十八日 ○ 祭典開幕

ノ閉幕

二十一日

ナホトカ着

二十一日

ナホトカ発 新潟へ

○費用

円賃払い

交通費（船賃） 八〇〇万円（一人当り一六、〇〇〇円）
参 加 費 五四〇万円（一〇、八〇〇円）

（ソ連内における食費、宿泊費等一切右参加
費でまかんわれる。）

雜費

一五、〇〇〇弗（）

（三〇弗）

外貨払い

5	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生祭に対する諸国の参加に対する調査結果
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画
数量： 7枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご質ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：70円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：70円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

歐亜局長

歐亜第三課長

昭和三十二年十一月一日



官 殿

房 長

務 參 事 官

住 局 長
收 航 書 記 官

本件は前回から約
三ヶ月間此處に於け
て置かれ、今度は米英の
二方より接觸せられ、

併し總理の名は未だ
聞かれて居ない。

此の件を御観る所は次の通り。

極 秘

15. 水稻

(1) 水稻

1. 稻葉病害の原因と防治法を記述せよ。

2. 一粒一粒の稲穀が、外見上何等の特徴があるか。

3. 稻葉病害の防治法を説明せよ。

卷之二

人情之厚薄，事理之得失，皆在於此。

故曰：「知人者智，自知者明。」

故曰：「知人者智，自知者明。」

故曰：「知人者智，自知者明。」

故曰：「知人者智，自知者明。」

故曰：「知人者智，自知者明。」

支那の輸入洋酒大體五百

之傳聞
以爲然也

(3) 例 例

(4) 印度

印度酒之輸入量千名の總額者數と

一千五七百名の總額者數と

印度酒之輸入量千名の總額者數と

印度酒之輸入量千名の總額者數と

(5)

印

人。其事也。清之不難。但其事上不可施也。

臣。年老矣。一念之。不能忍也。臣主

之。亦如是。

也。清之。不。可。行。臣。大。部。分。達。此。

事。其。事。也。清。之。不。難。但。其。事。上。不。可。施。也。

(6)
50

1. 旗東方有水井，井水清潔，人畜飲食，無病。

2. 旗東方有水井，井水清潔，人畜飲食，無病。

3. 旗東方有水井，井水清潔，人畜飲食，無病。

(7)

1. 旗東方有水井，井水清潔，人畜飲食，無病。

26-10

8-3-1

一、大清國國事指揮之官員之名稱

二、大清國國事指揮之官員之名稱

三、監督、外務大臣。上、本件事的有。外務

大清國國事指揮之官員之名稱

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【2 / 7頁】 (別紙)

6	行政文書の名称等： 国際青年大会参加に関し新聞報道の件（第135号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

電信写

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

昭和三二一〇二二六 略 テヘラン

六月二九日一二三〇發渡
本省 二九日二一〇九着 渡

石井大臣臨時代理

蓮見臨時代理大使

(国際青年大会参加に關し新聞報道の件)、
第一三五号

在当地ソ連大使館は近くモスクワで開催予定の国際青年大会に參加方イランの各種青年団体に対し直接交渉中の趣のところ、当国外務省は參加を一切認めざることに決定し、且つソ連大使館に對しては本件に關し民間団体との接觸を差控えるよう申入れた旨二十八日付当地新聞は報道している。

配布先

次官、官房長、歐、移住各局長、總、歐三四渡

(了)

外務省

記帳了

7	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭について（昭和32年7月2日）
決定区分： 開示	

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 7枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：70円
全部 一部 (希望する部分：)
3. ズキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：70円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

歐亞局長

歐亞局第

卷之三十一

四百三

本好少之日行脚亦多，故有此名。

行七十步，見一婦人，急走過橋，入一門。

總理、各國公使、三司主事、并西班牙、英法等國，對該公使

文化人。少部分的「新文化」，如「新詩」等，是和「舊文化」並存的。

2行から太い上に22「」が、左側の命令文の「」と同一段

我已將此書送給了他，他說他會將它轉交給他的兒子。

外務省

歐三 1395

翁榮華外

西夏文書一册
西夏文書二册
西夏文書三册
西夏文書四册
西夏文書五册
西夏文書六册
西夏文書七册
西夏文書八册
西夏文書九册
西夏文書十册
西夏文書十一册
西夏文書十二册
西夏文書十三册
西夏文書十四册
西夏文書十五册
西夏文書十六册
西夏文書十七册
西夏文書十八册
西夏文書十九册
西夏文書二十册
西夏文書二十一册
西夏文書二十二册
西夏文書二十三册
西夏文書二十四册
西夏文書二十五册
西夏文書二十六册
西夏文書二十七册
西夏文書二十八册
西夏文書二十九册
西夏文書三十册
西夏文書三十一册
西夏文書三十二册
西夏文書三十三册
西夏文書三十四册
西夏文書三十五册
西夏文書三十六册
西夏文書三十七册
西夏文書三十八册
西夏文書三十九册
西夏文書四十册
西夏文書四十一册
西夏文書四十二册
西夏文書四十三册
西夏文書四十四册
西夏文書四十五册
西夏文書四十六册
西夏文書四十七册
西夏文書四十八册
西夏文書四十九册
西夏文書五十册
西夏文書五十一册
西夏文書五十二册
西夏文書五十三册
西夏文書五十四册
西夏文書五十五册
西夏文書五十六册
西夏文書五十七册
西夏文書五十八册
西夏文書五十九册
西夏文書六十册
西夏文書六十一册
西夏文書六十二册
西夏文書六十三册
西夏文書六十四册
西夏文書六十五册
西夏文書六十六册
西夏文書六十七册
西夏文書六十八册
西夏文書六十九册
西夏文書七十册
西夏文書七十一册
西夏文書七十二册
西夏文書七十三册
西夏文書七十四册
西夏文書七十五册
西夏文書七十六册
西夏文書七十七册
西夏文書七十八册
西夏文書七十九册
西夏文書八十册
西夏文書八十一册
西夏文書八十二册
西夏文書八十三册
西夏文書八十四册
西夏文書八十五册
西夏文書八十六册
西夏文書八十七册
西夏文書八十八册
西夏文書八十九册
西夏文書九十册
西夏文書一百册

備 考

(一) 事務所の開設と運営	（一）事務所の開設と運営	（二）会員登録と会員権	（三）会員登録と会員権
（四）会員登録と会員権	（五）会員登録と会員権	（六）会員登録と会員権	（七）会員登録と会員権
（八）会員登録と会員権	（九）会員登録と会員権	（十）会員登録と会員権	（十一）会員登録と会員権
（十二）会員登録と会員権	（十三）会員登録と会員権	（十四）会員登録と会員権	（十五）会員登録と会員権
（十六）会員登録と会員権	（十七）会員登録と会員権	（十八）会員登録と会員権	（十九）会員登録と会員権

（アカスリ）カツブチノコトハ、アカスリノコトハ、アカスリノコトハ

(トスカニカ、アーヴィング) 演劇の開拓者

卷之四十一

等，行持者，「阿難諦聽」，「了了知」。

「這就是我所說的『一念成魔』，魔是魔，魔不是魔，魔是魔，魔不是魔。」

「新舊兩事」，「新舊兩事」，「新舊兩事」。

アーヴィングの「アーヴィング」、ジョンソンの「ジョンソン」、

外務省

ローガンは外政政策上、アーヴィングの回し

アーヴィングは、この問題に立場を示さず、通じ

外交政策上、立場を示さず、通じ

アーヴィング。

支那の五ヶ年計画が、本支那の五ヶ年計画

スコットが、本支那の五ヶ年計画

一がんが、本支那の五ヶ年計画。

省外務

一、本邦外事局の動向と外務省の対応

二、外務省の組織と運営

三、外務省の政策と実績

四、外務省の問題と課題

五、外務省の今後

外務省

日本政府は、
本件の問題を、
西洋の通商に
關する問題と
見做す。其の
外、本件の問題
は、中國の内政
問題である。
本件の問題は、
中國の内政問題
である。

8	行政文書の名称等： エジプト、スーダンのモスクワ世界青年祭参加の件（傍第649号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

□全部 □一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

□全部 □一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

□全部 □一部 (希望する部分：)

複写する媒体： □FD □CD-R □DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

歐亞局長

中近東書記官

埃及六四九号

昭和廿五年七月廿四日

在エジプト

特命金耀大使

土田

昌

第三課長

欧七 1123

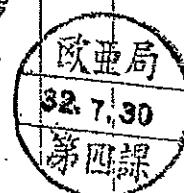
外務大臣

藤山 爰一郎殿

ニシアート・スーターのモスクワ世界青年祭参加の件

ナードニアラム連盟事務局がモスクワにおける第五回世界青年祭
ヘラオブザーヴア派遣を謝意した趣旨ついては、大日本政府埃及
大使一人手を以て報告済とて、エジアートは、右青年祭に参加す
るニセコリ。運動選手、俳優、大学生、教授、労働者、農民等
大三名内々子一百名を含む)ラバ芸中、大五二名(中)

記帖了



十九日 アリキサンドラ公爵夫人アレクセイ・アーデンザンス
船にて、スコットランドの名公来航した。スコットランド
は、太。名。外。英國に留学中の四年、太。名。及。他。
ヨーロッパ諸國に留学中の四年、太。名。及。他。
如何等御参考まで。

9	行政文書の名称等： モスクワの世界青年友好平和祭をめぐる自由ドイツ青年の動向に關し報告の件（独第511号公信写）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
 2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円
全部 一部 (希望する部分：)
 3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：40円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
- 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

獨 第 五 一 一 号 公 信 毎 (昭 和 三 二 七 一)

藤山外務大臣あて 在ドイツ武内特命全権大使室

モスコウの世界青年友好平和祭をめぐる自由ドイツ青年の動向に関する報告の件

ドイツ連邦検事局は来る七月二十八日より八月十一日までの間モスコウにおいて開催予定の第六回世界青年友好平和祭の西独における準備委員会の幹部が非法國体である「自由ドイツ青年」(FDJ)の元指導者であり、また彼らはモスコウ平和祭の推進機関たる「世界民主青年同盟」により平和祭の目的以外に利用されでいるとの嫌疑により七月十六日以来家宅捜査等を行うに至つたので、本件につき左のとおり御報告申進める。

一 七月十六日家宅捜査を受けたものは、モスコウ平和祭のドイツ準備委員長たるヘルツブルグ大学法学部のF. R. シュナイダーア教授、ミラン大学神学部のJ. アヴァンガザー教授、

オッシュベンバッハ在住の新聞記者レーテル及びヘノーヴァーにあるソ連旅行案内所の西獨における唯一の代理店であるバス旅行案内所等である。又アウフヘウザ教授の名儀でミエンヘン・バイエルン州立銀行に預金されてゐる平和祭のための口座は差押えられた。

ヨーロッパ連邦検察官が七月十八日発表したところによれば、家宅捜査を行つた理由は、共産主義的色彩を有するモスクの平和祭のための活動の背後にはヨーロッパの非合法的活動が潜んでおり、かつてヨーロッパの幹部であつたものが平和祭のドイツ準備委員会の代表者になつておあり、又その他の準備委員もかつてヨーロッパに加盟してゐたといふ事実によるものであるが、今回の捜査に当たり逮捕された者は数人。

家宅捜査における押収物件は裁判所に提出され、調査されることが多かつてゐるが、特に重要なのは発見されなかつた趣である。

（モスコ一平和祭のドイツ準備委員会の委員長たるシニナイダー教授が、家宅捜査を受けたことに關連して語つたところによれば、最近數日間の郵便物及び準備委員会の書類が押収されたがモスコ一平和祭は「世界民主青年同盟」によつて組織化されといふのではなく、世界各国（内共産国は十三カ国）の代表からある「國際準備委員会」により組織化されており、現在までに西独内で一万二千ないし三千名が平和祭への參加を申出ているが、その一部は資金の調達が不充分である由で、また最近ヴェルツブルグの大学生は同教授がモスコ一平和祭準備委員会の活動に參加したことを遺憾とする旨の決議を行つた事実にも鑑み、大学における職を辞任しなければならないのではないかと懸念している趣である。）

四 元旦日モ幹部の家宅捜査事件に關し七月十八日付のフランフルター・アルゲヤイ本紙は「嫌疑」と題する社説において、要旨

左のとおり論じてある。

モスコイ平和祭のドイツ準備委員の家宅捜査措置が総選挙の準備期間において、政府の政策に反対する或種の政治的傾向を阻止し、これを誹謗するものであるとの印象を与えたとすればこれは司法当局によつても政府によつても不愉快なことであるに違ひない。従つてかかる疑は速やかに明白にされるとが望ましい。家宅捜査の嫌疑は、ドイツ準備委員会の幹部が世界民主青年同盟によつて平和祭促進の目的以外に、意識的ないし無意識的に利用されてゐたためであると云われてい名が、これは嫌疑であつて、判決ではなく、家宅捜査を受けたものは未だ被告ではない。嫌疑を受けたものが單に一般と異る独自の政治観を懷いてゐるにすぎないのであれば、彼らに考え方の自由性をえられてもよいであろう。

本信写送付先 ソ・ベルリン・ヘンダルグ

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【3 / 7頁】 (別紙)

10	行政文書の名称等： タイ学生の世界青年大会参加に関する件（泰本第869号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

アジア局長 参事官 第四課長

参考第ハ六九号

昭和二年七月三十日

在タイ

特命全権大使 瑞以信

外務大臣藤山義次郎殿

89

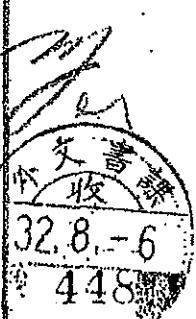
タイ学生の支那青年大會參加に關す件
モロコシで聞かず。オホ国世界青年大會に付す。タイ
生ウ参加に關し。日本修業は年三日。世界青年大會を主國
SEA TO が主導國が青年大會参加を認める。タクタイ國も学
生ウ紛々を許す。モロコシ。年六日。学生を許す。モロコシ
出國。國内手續を了し。モロコシ。青蓮。金函。ウタガル。同日

在外公館

記帳

ア四

1723



1946年
1月1日

中華人民國大使館
在英國認爲「荷蘭一個殖民地」
本於殖民地之實質，即為該殖民地
臣民之水火，與之俱往。中英兩國
商賈以來，未有不經由津浦海陸，
遠涉重洋，至矣。吾生事當同日改歲，
蓋乎暨年，自於TAC之為代辦處，
雖已歷年，而過期未了。
故其事底，已非小可，而其事底，亦
以微乎甚少，不復能為之無念。及後之年日
以遠，則事底，更復無所報之了。
右即報年，奉送和諧。

11	行政文書の名称等： 第三回世界青年学生競技大会に関する文書
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

欧亞天津支局

第六回青年学生平和祭（モスクワ）と同時に、第三回世界青年学生競技大会が開かれるが、右大会には日本全国のスポーツ団体に個別的に招待があつた。個別の渡航申請は一切受けつけぬ方針であるので、体協が調整して六十一名の渡航申請を行い、あくまで平和祭参加の名目ではいかぬ態度をとつてゐる。

第二回競技会（ワルソワ）の場合にも、レスリング、体操、卓球、陸上の四種目計十八名が平和祭には無関係といふことで体協が参加している。



12	行政文書の名称等： 国交が回復した共産圏諸国（ソ連、、、）への本邦人の渡航に関する件
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

極秘
不公表

丁'2.1.1.2.9

二
ノ
一

國交が回復した共産圏諸国へソ連、
への本邦人の渡航に関する件

三
二
一
四
外
省
省

國交未回復共産圏諸国への本邦人の渡航については、四月二十日閣議了解「國交未回復の共産圏諸国への本邦人の渡航に関する件」により処理しているところ、今次日ソ復交により本邦人のソ連渡航については、右基準からはずす必要が生じた。よつて、法務省、その他関係方面と協議の上大体別紙要領のとおり、本邦人のソ連渡航は原則としてこれを自由とするが、外務省および法務省において、それぞれ外交および治安上の影響を考慮し、必要と認められたときは、所要の制限を加えることとした。

今後わが国とソ連以外の共産圏諸国との國交が回復した場合においては、本邦人のこれら諸国への渡航は、自動的に本取扱いによることとした。

なお、共産圏諸国人の本邦入国については、日ソ復交を機会に従来の査証申請不受理の立前を廢し、個々の申請に対し法務、外務両省協議の上処理する方針にあらため、本年一月七日から実施した。

国交が回復した共産圏諸国（ソ連、人民民主共和国等）への本邦人の渡航に関する件
ソ連への本邦人の渡航については、当分の間左記基準によつてこれを処理するものとする。

記

一 基本方針

ソ連への本邦人の渡航については旅券法の規定に従い、他の一般諸国への渡航に比し特に差別しないことを立前とするも、その渡航が外交上又は治安上好ましくない影響を生ずることが比較的多かるべきことを考慮して、渡航手続に關する審査は特に慎重に取扱うものとする。

二 取扱要領

(1) 渡航申請を受理したときは、その都度治安上の問題につき法務省の意見を徵するほか、要すれば関係各省の意見を求め、その結果をまつて処理するものとする。
何外交上も治安上もその渡航について疑義がないと認められるときは、ただちに、高裁案をもつて、外務事務次官の決裁を得て処理する。

外交上又は治安上好ましくないと認められるときは、旅券法第十三条の規定によつて法務省と協議の上旅券發給拒否方申請人に通告する。

在外公館が外国にある本邦人から渡航先追加によるソ連及び東欧共産圏諸国への渡航申請を受理した場合には、本省に経伺せしめ、本要領により処理する。

注、重要案件については事務次官会議に付議する場合もある。

13	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月6日付け移渡合第223号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：50円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：50円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

文書課長

付属物添付
機密文書

文書課發送日

發信係

査(原稿)

(抄書)

機密局長

任渡航書記官

起案者

形便金三二三三号

昭和
機密文書記官昭和
3年6月6日起案名
人
信
受人
名
渡航書記官

渡航書記官

写
送
付
先信
發
到着期限6月6日までに必着のこと
この欄は至急信託のみ使用のこと名
第
六
回
世
界
平
和
友
好
祭
日
本
代
表
團
件
ソ連
渡
航
事
件第
六
回
世
界
平
和
友
好
祭
日
本
代
表
團
件
ソ連
渡
航
事
件

主 附 屬 (別添紙)	13	2	13

記録分類

公
信
案
(甲)外
務
省

記帳済

記帳済

回號

6 75

日本代表として西名を二連、波形士セニカラ

荷物内にセナリヨリ紙のとおり申請候。たとへ3.

右は諸般の角、度から検討を重ねる。関係省庁の

参考意見、左記にナシ、ヨハノ方拝う。

○印を付すをナシ、ナシ。

左記の如きには五西名中、第一回ヒレ

取扱支分が田中六名を記載ナリ、残余の者

二二二年正月廿九日
總理大元帥

三

一
三

四時六月十一日(六)午酉十時

易行外務部

(付)

公文
案
(乙)

外務省

文部省 大臣官房文部省

運輸省大臣官房人事課

郵政省 久 久 久

厚生省 久 久 久

建設省 久 久 久

大蔵省 久 久 久

農林省 久 久 総務課長

労働省 労政局労組合課長

自治省 地政局長官官之一等級教習課長

内閣省

總理大臣官房文部省

公安部調査局調査二課

中華人民共和國財政部

財政部向全國各級財政部門

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【4 / 7頁】 (別紙)

14	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月6日付け移渡合第1111号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。
□全部 □一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
□全部 □一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金
□全部 □一部 (希望する部分：)
複写する媒体： □FD □CD-R □DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

法務省あては入管入審主任渡し

文書課長



附屬物同封

捺印

文書課発送日

昭和廿六年六月六日

信

署名

査(原稿)

起案者

印

主 管 局 長

任

署名

査(原稿)

起案者

印

署名

昭和

昭和廿六年六月六日

日附

査(原稿)

起案者

印

法務省入管局長
港務事務官會(付属は厚生部添拂)

受信人名
写送付先

到着期限

6月6日

口までに必着のこと
ども御は第急便のみ使用のこと

總務課
總務課長

66

回覧番号

記帳済

主	信
附	屬
(郵便)	

記録分類

公 信 案 (印)

外 務 省

記帳済

代表本局平次第一科、本局好望洋
カウルマニヨウノソ連

第六回在留登録「平次生平初友契祭り本代主」のソ連

件ソ連渡航に関する件
名某六回在留登録「平次生平初友契祭り本代主」のソ連

6

二三九

汝南許可元申請減刑一案，一月十四日審議了解

國文の復した五種の講義の本邦人の讀物

本件二月廿九日見行之。

孫立德
印回示
孫一五

五名中第一次分之

卷之六
七十六名
人選

~~the~~ ~~as~~ ~~in~~ ~~the~~ ~~and~~ ~~the~~

高公
裁信
案案

外務省

15	行政文書の名称等： 第六回世界青年学生平和友好祭日本代表団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月11日付け移渡合第1130号）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

文書課長

附屬物同封

機密件

文書課発送日
昭和十六年六月四日

発信係

受信係

(原稿)

(密書)

(密書)

主事 佐藤長

任渡

渡航證

(原稿)

(密書)

(密書)

移渡第一一三〇号

昭和

昭和十六年六月四日

附

昭和

三十一年六月四日

起案

起案

法務省入部監理局七
(人不見本件済)

到着期限

6月12日

までに必着の
と

11 175

写送付先 受信人名

名 第六回也即今五年五月十一日友井翠り本代表団の
件 ト連波放開す件

この標は急便にのみ使用のこと

本件申請につきは、六月六日付移渡第一一三〇号

往信より協議申し上づたが、今般申請者仰から追加

外務省

記帳済

記帳済

回覧番号

記録分類

公 信 案 (甲)

主 信
副 信
(別添紙)3 1 1 4
支那事務局
支那半島

人四十一十日を加え合全四十五。名の新省行十處出城

したる。又添送使才がん、手に上り下野者あつた。

伊豆・西条経(日十六名分)記載者の方づ。左記

西名は新省行と改め取て文とあつた。新省行

新省行は住所並記載す。又新省行

新省行は住所並記載す。念の如く一筆之記。

右記

高 軍 信 案 (N)

外 務 省

國名總一六〇一

一九

〇〇

四〇〇

公
裁
信
案
(乙)

外
務
省

16	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月26日付け移渡第1232号）
決定区分：	開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

付属物添付

文書課送日	昭和十六年六月廿六日	發信係	書係
主	管	任渡航書記官	査(原稿)
移住局長	3	昭和十六年六月廿六日	(清書)
移渡第	二三八号	年月日附	校(清書)
人名	法務省入國管理局長 殿	昭和十六年六月廿六日	起案者
信件	(入國審査課氣付)	到着期限	26 106
受信	先付送	6月26日までに必着のこと	
件名	ナミコモセイヨウカクシヨウスルトコツ日本(ノ)ソ連渡航に関する件	この標は緊急信にのみ使用のこと	

26 106

記帳済

記帳済

主	信
附	別紙
屬	(付)
記	分類
公	記録
信	大正(1922)
案	(支那事務)
(甲)	

公信案(甲)

外務省

十四日付閣議了解「國交が回復した共産圏諸国への本邦人の渡航

並記の者がラソ連渡航のため旅券発給申請があつたから、一月

に關する件」により御検討の上、本件につじてなんら御異議があ
れば、至急御回示ありたい。

現住所	本籍	生年月日	氏名	記

17	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年6月26日付け移渡第299号）
決定区分：	開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図面

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

付属物参考

主	信
附	局
(別添紙)	文書(送付用)

記録分類

公 信 案 (印)	文書課長 	文書課送付日 昭和 36年 6月 25日	管 理 移 住 局 長 渡 第 二 九 九 号	文書課長 	文書課送付日 昭和 36年 6月 25日
				受信名 文部省社会教育局長 (体育課長代)	發信名 移住局長 26 164
件名 日本体育協会東京大会の件 ソ連訪問に関する件		寄送先 到着期限 6月 27日までに必着のこと <small>この欄は座急便のみ使用のこと</small>	渡航書記入 昭和 36年 6月 25日起案 	渡航書記入 昭和 36年 6月 25日起案 	
モスクワ南流チカニ第三回在東京友好スポーツ大会の件 モスクワ南流チカニ第三回在東京友好スポーツ大会の件		發信人 移住局長 26 164	渡航書記入 昭和 36年 6月 25日起案 	渡航書記入 昭和 36年 6月 25日起案 	
記帳済		回覧番号	起案者 	検査係 (原稿) (清書) 	
記帳済		回覧番号	起案者 	検査係 (原稿) (清書) 	

大會に六十一名の選手を派遣する旨が統

とおり申述べた。事件後は即ち西國選

手会長以下、今後は改進の可否を期

ト。

次に就ては全額先方取扱いとする方

の件である。

公 備 案
高 裁 (N)

外 務 省

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【5 / 7頁】 (別紙)

18	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（昭和32年7月6日付け移渡第1318号）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
 2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
 3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
- 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

文書課登送日 <i>昭和三十一年七月五日</i>	文書課課長 <i>野村忠義</i>	
	發信係 <i>佐藤</i>	收書係 <i>大庭</i>
到着係 <i>(原稿)</i>	校査係 <i>(清書)</i>	
	起案者 <i>大庭</i>	
件名 <i>法務省入口荷物局長</i>	人名 <i>(入国管理局洋年金付)</i>	日附 <i>昭和三十一年七月五日起案</i>
件名 <i>茅三回英界五年友好スイーツ大会日本選手団</i>	人名 <i>鈴鹿局長</i>	回覧番号 <i>647</i>
件名 <i>ヨン車渡航に付する件</i>	到着期限 <i>7月6日までに必着のこと</i>	
本件に関する件は、六月二十六日移渡第一回 <i>新宿支局</i>	この欄は至急時にのみ使用のこと	
往信をもつて協議申し上げるが、一行中木づか <i>新宿支局</i>		
公信案(甲) <i>外務省</i>		
記帳済 <i>新宿支局</i>		

記帳済

帳記

回

覧

番

判

と日本ホッケー協会

と日本ホッケー協会が、別紙の
とおり申し越しある。個人につい
ては書類の上

と申すが、本件は

高公裁信案
(乙)

外務省

19	行政文書の名称等： 第三回世界青年友好スポーツ大会日本選手団のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：50円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：50円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

記録分類

文書課長



高裁案

昭和 32 年 7 月 6 日起案

外住局長

太庫

官房長

任渡航書記室

総務参事室

起案者



政務次官



事務次官



情報文化局長

第三課長



件名 萩三回 世界五十年友好入会一大会日本選手

因のソ連渡航に関する件

外務省

高裁案(甲)

注意 決裁後直に每一通を交渉課へ廻付すること

号番覧

記帳済

日本体育協会会長東龍太郎から
月二十九日より八月十四日までモスクワへ行かれる

第三回世界青年友好大會に主催

者ソ連オリンピック委員會の招請を受けられ。

体操など五種目六十一名からなる選手團
を派遣するに際しての許可書を下さる

申請書

右六十一名内、該十は、混迷手の六名(ハシ)

女子体操二名)、後四十五名、一行

廿四新潟港在中のソ連船アレクサンダ

ニルヤースキ一五三七乗組、十六十九から廿入コ

廿二付近車及C機械使用十三か(第四回)

三九該は大ヒヨウ(後十九年十一月三十日)は

今後之海オーネララモト会の活動

とたよつて、

本件につきは、文部省が所持する資料

をもく、また一行中の本題につきは、すれど、

甲子の間に満州に赴き、ことより、それが仕合

枚者の同^{三月}を取つておみどり、当面

としていたが、これが一月後、

大日本銀行と

洪武書

卷之三

11. 1 番 大 + 道 - 2 6 月 - 112. 附記

三、文部省圖書

四、法效有因答

文部省が法律

高公
裁情
案

三

外務省

20	行政文書の名称等： 日本レスリング協会会長八田一朗のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画
数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付・すべて複写した場合：40円＋媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘

20

和參式年七月廿四

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

文書課長

竹内

高裁案

昭和 32 年 7 月 13 日起案
昭和 44 年 9 月 18 日決裁

大臣

参事官

総務参事官
渡航書記官事務次官
大臣

歐亜局長

第三課
五起案者
河内

情報文化局長

第三課
五

ワガ

記録分類

高裁案(甲)

波航に関する件

件名 日本レスリング協会会長八田一朗の連

外務省

記帳済

番号

655

注意 決裁後直に第一通を文書課へ回付すること

日本体育協会会長東龍太郎から、
七月十九日からモスクワ開催の第三回世界
青年友好スポーツ大会組織委員会へソ連
オリンピック委員会)の事務により、同大会の
レスリング審判長として日本レスリング協会
会長八田一郎(体育協常任理事)を派遣
することとなり、前記書面を承認された。

個人は右大会参加の日本選手団の一員と

しきはよく、國際審判局といふものがあります。

ソ連へは飛行機で赴くが、渡航費用は全額

失方が負担する」とあります。なお失方から本

体操の審判長も日本側から出でて欲いと希

望しておるが、これは、何とか派遣され

日本下ヨーロッパ諸国へ体操団を視察中の

近藤天（五月十九日ソ連軍事顧問團長）

（六月二十二日）
（六月二十五日）

本件は前回一回のがえりに付し、法務省
に於ける御議がちやうど詳々方角承認を
得行く。

即ち其後

（六月二十一日）

高公
裁信案

（六月二十一日）

（六月二十一日）

（六月二十一日）

外務省

21	行政文書の名称等： 友好祭日本代表団等のソ連渡航に関する件（第284号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円＋媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

要写 2 部

記録分類

第三課長

2.1.0.1-7

電
信主務
官長
事務官

電信課長

參事官

發電係
木内

渡航書記官

日本調査
本部

昭和 3 年 7 月 18 日 起案

起案者
内

回覧番号 681

190719

前後 7 時 5 分発

電送第

32 年 7 月 19 日

10862

号

在ソ連邦
門脇大使

大臣

宛
友好団日本代表団等のソ連渡航に関する件件名
略

第 二八四 号 〔丁〕

電信案(甲)
共同記者一名を加えた計三三二名は十九日
友好団参加申請者五〇〇名を一五五名に
しより別々スポーツ選手六一名、カメラマン五名、

外務省

料金徴収
料金徴収
¥ 4,000-

帳記

回覧番号

新潟発ソ連船でナホトカへ向い開地^{ウラジオラ}送手因
(記者一き含む)は空路、他は陸路モスコ一

赵^{アオ}くはす。

開示請求番号：2015-00669

開示請求対象行政文書一覧表

【6 / 7頁】 (別紙)

22	行政文書の名称等： 井上頼豊のソ連渡航に関する件（高裁案）
決定区分：	開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画
数量： 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

6

記録分類

文書課長



高裁案

昭和32年7月18日決裁
昭和44年1月19日決裁

全住長

木庫

官房長

渡航書記官

起案者

政務次官

歐亞局長

第三課長

情報文秘局長

第三課長

件名 井上頼重のソ連渡航に関する件

第六回国界古今年学生年友好祭日本実行

高裁案(甲)

外務省

記帳済

注意 決裁後直に署を文書課へ回付すること



番号 680

32.11.9

本題会から、同友好祭に於ける、ノーバーの

高木源三は、毎日新南支那コンクルン香港

ヨリ井上駿曲のソ連返航許可申請書類した。

同人は、さきに同様の目的で申請して来た。

鑑子が健康上の理由から返航せよとする

と答えたが、之の代り返航せよとの返事

1927. 海外費用は金額以前記友好祭同様

備考欄に記入する旨と記載。

事件後期までつかひ、もと調査した結果

いたる西海岸が主な原因で、可成り多く得た。

其の後

販賣者が、
領事各
處へ回送
された。

1. 申
出

鑑子の事由
は、下記
の如く

高公
裁
察
(N)

外務省

23	行政文書の名称等：衆議院議員風見章ら5名のソ連渡航に関する件（高裁案）
決定区分：開示	

開示実施可能な媒体の種別：文書または図画
数量：3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

昭和三十一年七月廿四日

文書課長



高裁案

昭和三十一年七月十五日起案

參事官

主任

渡航証記官

起案者

大臣

官房長官

外務參事官

渡

659

政務次官

事務次官

歐亞局長

第三課長

情報文化局長

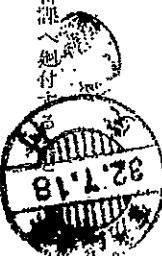
件名 宮内省議院議員風見立と五名のソ連渡航

六月十三日

外務省

記帳済

注意 決裁後直に一通を文書課へ廻付する



英大同山西并州行署及好采因際

三十萬大株木今在之友好深為甚者一時多蒙

誠意周到一年半前即已上書至

之內鑑于山西之子牛原產彥及

花柳毒二萬株此一千一百萬金額右

奉照少卿題其招待十日內日本实行奉人

之文一通終始如一以上五名又一通波斯二

高公
裁
信
織

(N)

九月廿九日
星期五

外
務
部

中華人民
共和國

24	行政文書の名称等： 高田せい子ら5名のソ連渡航に関する件（第287号）
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画
数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

要写 2 部

記録分類

三課長

宛

主

住居長 参事官

電信課長

監査係

渡航書證官

起案者

内 脱力 大使

美 大臣

回覧番号

在ソ連邦

昭和 32年 6月 20日

起案

10098号

32年7月20日 前後 162分発

件名

暗略

第

量

L

T

E

高田大二子、五名のソ連渡航に關する件

電信案(甲)

外務省

記帳済

資料合算

3000

卷之二

頃
萬
文
行
之
故

卷之四

一一

卷之三

電信案

外務省

25	行政文書の名称等： 理研科学映画株式会社職員5名のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図面
数量： 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：40円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：40円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
複写する媒体： RD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

昭和十七年五月

36

文書課長

高裁案

昭和 32 年 7 月 25 日起案

任
生
渡
航
支
行
官

起案者

大臣

官房長

總務參事官

政務次官

政
事
務
次
官

第三課長

情報文化局

第一課長

7/23

高裁案(甲)

外務省

記帳済

7/22

号番覽覧
渡航 679

22.

注意 決裁後直ちに一通を文書課へ提出すること

理研科学映画株式会社が、七月二十八日以降

一週間モスクワに向かふ第六回東ヨーロッパ

学生半数がソ連に参加する日本代表の記

録映画を作成ため同社職員

三名（ソ連）ハマントセロフ、ナシカニ

トロモジン、内閣調査室から同

撮影班にソ連情報収集を委嘱し、かつては

の便宜を盡すまいとの申しあがめた。

一 行は前記友好祭國際準備委員會から
旅行者として参加する事にており、友好祭終了後
日本代表團からカヌーラン等の同行を歓迎する旨
申一也があつた。

本件申請につきは、来航アレクサンダル・モジナイス
キーヨウの新潟港出港までに当時の余裕があるか否

公 司 訂 立 合 同 一 式 三 份

正 本 一 份

副 本 二 份

合 同 由 甲 方 公 司 董 事 會 認 可

乙 方 由 代 表 人 簽 名 證 明

合 同 一 式 三 份 由 甲 方 負 責 送 交 乙 方

合 同 一 式 三 份 由 乙 方 負 責 送 交 甲 方

合 同 一 式 三 份 由 甲 方 負 責 送 交 乙 方

合 同 一 式 三 份 由 乙 方 負 責 送 交 甲 方

公 司 訂 立 合 同

正 本 一 份

副 本 二 份

26	行政文書の名称等：衆議院議員風見章の秘書のソ連渡航に関する件（高裁案）
	決定区分：開示

開示実施可能な媒体の種別：文書または図画

数量：3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：30円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：30円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)

複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

和^ニ武^ニ年^ニ七^ニ月^ニ廿^ニ日^ニ文書課長


高裁案

昭和 32 年 7 月 25 日起案
昭和 11 年 7 月 25 日決裁

管事人 参議官

任渡航書證官

起案者



号 準備局

704

注意 決裁後直に第一通を文書課へ送付すること

記録分類

高裁案(甲)

件名 政院議員風見立の松書川田寿のソ連渡航に関する件

外務省

記帳済

事務次官



大臣

官房長官
渡航書證官


起案者

第三課長
長官
官房長官


第六回 在東洋洋行和好祭日本

本國會代在本國平次家一かく、友好祭。

其處とて現地ソ連波航と申請中の事議

院議會凡見上回に於て松坂松田とて商行

士のたゞ一慶志義塾士大字講師川田壽

のソ連波航事ヨリナリ書記した。

川田のソ連港在期(15)は十月廿九日から二月

十一月廿二日付便函用は一
切了却
三十條未記合意物
物ある。

本件は十二月二十二日と一
次改めて清交方有
かうし西義
事可一
と御
と御
と御

高
行

高公
裁信案

(N)

高
行

外務省